

資料4. 海外主要国の PRTR 制度の概要^{※1}

国 名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI (有害物質排出目録)	690	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り)	個別データ及び集計 データを公表	1987
カナダ	NPRI (全国汚染物質排 出目録)	322	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り)	個別データ及び集計 データを公表	1993
豪州	NPI (全国汚染物質目 録)	93	製造業等(年間取扱量 ですそ切り)	個別データ及び集計 データを公表	1998
英国	PI ^{※2※3} (汚染目録)	大気への排出 70(66) 水への排出 89(89) 土壌への排出 66(66) 下水道移動 88(89)	製造業等(業種指定。 年間排出量ですそ切 り)	個別データ及び集計 データを公表	1991
オランダ	Emission Register ^{※3} (排出登録)	350 以上	環境管理法上の許可が 必要とされる施設等。	個別データ及び集計 データを公表	1974
EU	E-PRTR (欧州汚染物質排 出移動登録)	91	製造業等(事業活動指 定。事業規模及び年間 排出量ですそ切り)	個別データ及び集計 データを公表	2007
日本	PRTR (化学物質排出移 動量届出制度)	462 (平成 22 年度以 降)	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り)	個別データ及び集計 データを公表	2001

(参考)他の OECD 加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方^{※3}(1993 年～ 大気 82 物質、水質 108 物質)、デンマーク^{※3}(1996 年～)、
フィンランド^{※3}(1988 年～)、ノルウェー(1992 年～ 40 物質(必須項目))、アイルランド^{※3}(1996 年
～)、スウェーデン^{※3}(2001 年～)、イタリア^{※3}(2002 年～)、韓国(1999 年～ 415 物質)、メキシコ
(1997 年～ 200 物質)、スロバキア^{※3}(2004 年～)、スイス(2000 年～ 86 物質)、フランス^{※3}(2003
年～ E-PRTR 対象項目及びその関連項目 95 項目、その他の特定項目 34 項目、科学研究開発施
設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目 57 項目)

※1 各種資料より作成した。

※2 環境保護制度上の許可を受け、当局の規制を受けている施設における対象物質数。括弧内数
字は、当局の規制は受けていないが、E-PRTR の対象となるプロセスを操業している施設におけ
る対象物質数。

※3 EU 加盟国は E-PRTR の下で取組を実施している。対象施設は 91 物質の報告義務がある。